

お知らせ 固定資産課税台帳の閲覧を開始します

所有する固定資産の課税内容が記載されている固定資産台帳(名寄帳)を閲覧できます。

期間

4月3日(月)から隨時閲覧できます。
8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

閲覧できる人

- ・閲覧しようとする固定資産の所有者(納税義務者)または、同一世帯の親族
- ・納税管理人・相続人、借地・借家人、賦課期日(1月1日)以降の新所有者

持ってくるもの

本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証等)
※代理人は委任状、相続人は納税義務者との関係がわかる書類、借地借家人は賃貸借契約書

手数料

4月3日から6月30日までは無料
それ以降は200円

お知らせ 土地・家屋価格等の縦覧帳簿をご覧いただけます

町が課税している全ての土地や家屋の評価額などを記載した土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。納税者が他の土地・家屋と比較して、評価額等に関して適正であるかどうかを判断できます。

期間

4月3日(月)から6月30日(金)
8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

縦覧できる人

納税者または、同一世帯の親族、代理人

持ってくるもの

本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証等)
※代理人は委任状が必要

縦覧できる内容

- ・土地…所在・地番・地目・地積・評価額
 - ・家屋…所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額
- ※所有者の記載はありません

詳しく述べ▶ 町民課 税務係

☎ 82-3115

お知らせ

春の火災予防運動について

令和4年度全国統一防火標語

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

火災による死亡事故の約7割は、住宅で発生しています。その出火原因はたばこ、ストーブ、コンロ、電気機器など、日常生活で身近にあるものが多く占めます。

日頃から取り組む住宅防火対策として4つの習慣、6つの対策からなる、住宅防火いのちを守る10のポイントを家族みんなで確認しましょう。

住宅防火いのちを守る10のポイント

4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ③コンロを使うときは、火のそばを離れない
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要的プラグは抜く



6つの対策

- ①ストーブ、コンロ等は安全装置の付いた機器を使用する
- ②住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を途中に交換する
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防炎品を使用する
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認する
- ⑤高齢者や身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ⑥地域防災訓練への参加、戸別訪問等により、地域ぐるみの防火対策を行う



詳しく述べ▶

杵藤地区消防本部

白石消防署 大町分署

☎ 82-3950